

「大田ドローン協議会」規約

(名称)

第1条 この会は、「大田ドローン協議会」（以下「本会」という。）と称し、主たる事務所を東京都大田区に置く。

(目的)

第2条 小学生から大学生迄の児童生徒・青少年（以下「正会員」という。）対象で、秩序正しいルール・遊び場提供・競技大会等を柱とした「スポーツ振興策」と捉えて活動し、正会員達の健全育成を目的とする。

(1) 会員が大学卒業後もOB・OG（社会人会員）として本会の活動にシニアリーダーとして参画し、企画・運営などを任せられる人材に育つよう指導する。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、以下の事業を行う。

- (1) 会員育成事業プログラムに関する事。
 - (2) 事業の企画・計画・運営に関する事。
 - (3) その他事業に必要な事項に関する事。
- 2 毎年1回、操縦認定技能試験を開催すること。
- 3 他団体と連携し年間を通した安全講習会等の会員育成プログラムを行う。
- (1) 他団体設立から運営に関する事。

(会員)

第4条 会員の資格要件及び募集並びに入会手続きは、以下の通りとする。

(1) 会員資格要件

1. 正会員として入会希望は、児童生徒・青少年（小学生～大学生）までの心身健康で、団体行動等の規則を守り、何事にも興味を持ち、本会の目的及びその事業に賛同し、本規約を承認し入会を申し込んだ個人の内、本会が入会を認めた者とする。
2. 社会人・団体・企業・公共団体等として入会希望は、本会の目的及びその事業に賛同し、本規約を承認し入会を申し込んだ団体及び企業並びに公共団体等の内、本会が入会を認めた者とする。

(2) 会員募集

1. 区報、区設掲示板、地域ケーブルテレビ、本会HP等で会員募集を行う。

(3) 入会（登録）手続き

1. 「会員登録用名簿兼誓約書」に必要事項記載し事務局へ申込み、事務局から会員登録済の連絡を以って登録完了とする。
(ア) 未成年の場合、必ず保護者の承諾を得、連名で保護者氏名・捺印を要する。

(会員種別)

第5条 会員は、「正会員」「社会人会員」「賛助会員」「公共会員」に区別する。

- 2 正会員は、本会の目的に賛同し入会した児童生徒・青少年（小学生～大学生）とし、年会費を納入した者とする。
- 3 社会人会員は、正会員からの繰り上げ、又は、本会の目的に賛同し入会した社会人とし、入会金及び年会費を納入した者とする。
- 4 賛助会員は、本会の目的に賛同し入会した団体・企業とし、入会金及び年会費を納入した者とする。
- 5 公共会員は、本会の目的に賛同し入会した政府機関・自治体・学校・公益団体とする。

(会員サービス)

第6条 会員は、本会が年一回発行する「会員証兼技能検定通知書」を受け取ることができる。

- (1) 会員は、年1回開催する技能検定に参加できる。
- 3 会員は、本会が発行するニュースレター等を購入することができる。
- 4 会員は、本会が主催する各種講習会等の参加費の割引を受けることができる。
- 5 会員は、本会が設置する委員会・作業部会等に参加することができる。
- 6 社会人会員並びに賛助会員は、本会の総会に出席し、議決（個人・団体共に1会員1票）に参加することができる。
- 7 社会人会員並びに賛助会員は、本会の役員を選挙し、また、役員に選挙されることができる。

(費用の負担)

第7条 会員は本会の目的を達する為、それに必要な経費を支払う義務を負う。

(会費)

第8条 会員は、次の入会金、年会費を本会に納めなければならない。

- | | | |
|-----------|-------------|------------|
| (1) 正会員 | 入会金：免除 | 年会費：1,000円 |
| (2) 社会人会員 | 入会金：20,000円 | 年会費：5,000円 |
1. 但し、正会員から繰り上げ入会の場合、入会金免除とする。
- | | | |
|----------|-------------|-------------|
| (3) 賛助会員 | 入会金：50,000円 | 年会費：10,000円 |
| (4) 公共会員 | 入会金：免除 | 年会費：免除 |
- 2 正会員は、入会時期にかかわらず正規の年会費とする。
 - (1) 会員証発行等の手数料の為。
 - 3 前項にかかわらず、社会人会員並びに賛助会員の初年度年会費については以下の通りとする。
 - (1) 入会申請日が平成27年8月から翌年3月までは、正規の年会費の半額とする。
 - 4 社会人会員並びに賛助会員、次年度以降の入会時期に関しては以下の通りとする。
 - (1) 入会申請日が4月から9月までは、正規の年会費とする。
 - (2) 入会申請日が10月から翌年3月までは、正規の年会費の半額とする。

(会費の納入)

第9条 会費の納入は年1回とし、1年分を前納するものとする。但し、新規会員は入会時に会費を納入するものとする

(会計)

第10条 本会の経費は、入会金・年会費・補助金及び協賛金・事業収入・参加費その他の収入をもって充てる。

- (1) 初年度は、平成27年8月18日から平成28年3月31日までとし、翌年以降は、4月1日から次年3月31日までとする。
- 2 決算は、年度終了後2箇月以内に、会長並びに監事である会計監査委員の承認を受けなければならない。
- 3 年度毎に余剰金が発生した場合、次年度へ繰越金として流用するものとする。

(退会)

第11条 会員は、退会届を本会に提出し、任意に退会することができる。

- 2 会員は次のいずれかに該当するに至ったとき、その資格を喪失する。
 - (1) 第9条の支払い義務を1年以上履行しなかったとき。
 - (2) 賛助会員は、所属する企業・団体から退社したとき。
 - (3) 除名されたとき。
- 3 会員の資格を喪失したときは、本会に対する権利を失う。

(役員)

第12条 本会に、社会人会員並びに賛助会員のうちから次の役員を置く。

- | | |
|------------|-------|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 3名以内 |
| (3) 参与 | 若干名 |
| (4) 理事 | 10名以内 |
| (5) 委員 | 10名以内 |
| (6) 監事 | 1名 |
| (7) 事務局 | 1名 |
| (8) 顧問 | 5名以内 |
| (9) オブザーバー | 5名以内 |

(役員を選出)

第13条 会長及び各役員は社会人会員並びに賛助会員の互選により選出する。

(役員任期)

第14条 役員任期は2年間とする。

- (1) 役員任期は2年とする。ただし、再任を妨げないものとする。
- (2) 役員が退会等で役職を離れた場合は、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

(役員職務)

第15条 会長は本会を代表し会を総括する。

- 2 副会長は、会長の職務を補佐する。
- 3 理事は、理事会を組織し、本会目的の執行の決定に参画する。
- 4 委員は、事業に関する企画・運営の決定に参画する。
- 5 会計は、事業の収支等会計実務を遂行する。
- 6 事務局は、事業に関する実務を遂行する。
- 7 監事は、本会の企画・運営を仕切り、並びに会計を監査する。
- 8 顧問は、重要項目に関し指導助言する。
- 9 オブザーバーは、組織に関与し意志決定を行う権限を持たないが、意見を述べ事業に際して助言する。

(組織)

第16条 本会は、会員及び役員をもって組織する。

- (1) 別表に掲げる組織で構成する。
- 2 本会は、必要に応じて委員会・作業部会を設置することができる。

(会議)

第17条 本会は、次の会議を置く。

- (1) 総会
 1. 総会は、社会人会員並びに賛助会員をもって構成する。
 2. 総会は、必要に応じて会長が招集し、副会長が議長となる。
(ア) 副会長不在の場合、事務局・監事等が議長となる。
 3. 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
(ア) 役員改選に関する事。
(イ) 規約の制定及び改廃に関する事。
(ウ) 本会に係る重要な事項に関する事。

(2) 役員会

1. 役員会は、第12条で定められた役員をもって構成する。
2. 役員会は、必要に応じて会長が招集し、副会長が議長となる。
3. 役員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (ア) 事業計画及び予算に関すること。
 - (イ) 事業報告及び決算に関すること。
 - (ウ) 理事会に付託及び委任事項に関すること。
 - (エ) 作業部会の設置並びに付託及び委任事項に関すること。
 - (オ) 総会を招集するいとまがない緊急事項に関すること。
 - (カ) その他会長が必要と認める事項に関すること。

(3) 理事会

1. 理事会は、第12条で定められた理事をもって構成する。
2. 理事会は、必要に応じて会長が招集し、副会長が議長となる。
3. 理事会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (ア) 役員会で付託された事項について審議し、その結果を役員会に報告する。

(4) 委員会・作業部会

1. 委員会・作業部会は、役員会で委嘱した会員及び招集した一部スタッフをもって構成する。
2. 委員会・作業部会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (ア) 役員会で付託された事項について審議し、その結果を役員会に報告する。
 - (イ) 事業計画の企画立案及び予算案を策定し、その結果を役員会に報告する。
- 2 本会の各会議は、必要に応じて役員及び会員以外の者を出席させることができる。
- 3 本会の各会議の議決は出席者の2分の1以上の賛成をもって成立するものとする。
- 4 やむを得ない理由の為会議に出席できない者は、代理人に票決を委任することができる。この場合、前項の規定の適用については、出席したものとする。
- 5 緊急を要する場合、IT等を活用し審議を行えることとし、会議としての議決に代えることができる。
- 6 本会の審議結果等は、必要に応じて議事録作成し保存及び配布する。

(事務局)

第18条 本会の企画運営及び事務処理をするため、事務局（注1）を置く。

(その他)

第19条 この規約に定めるもののほか、必要な事項は、本会の役員会により別に定める。

附 則

この規約は、平成27年8月18日から施行する

注1) 事務局

■住所

〒144-0051 東京都大田区西蒲田 7-51-3-1001